

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成26年1月14日 政策調整会議
開 催 日 時	平成26年1月14日(火) 午後1時15分から 午後4時00分まで
開 催 場 所	市長公室
出 席 者	田中審議監、小林総務部長、佐藤市民環境部長、三田福祉部長、藪塚健康づくり部長、柳原都市建設部長、細沼会計管理者、田中水道部長、内田議会事務局長、谷井学校教育部長、島村生涯学習部長、内田監査委員事務局長、松本副審議監（検査室長）、小野里副審議監（出納室長） （担当課1） 村山政策企画室長、同室政策企画係櫻井主査 （担当課2） 上野総務部次長兼財政課長、塩野同部参事兼財産管理課長、岩城同課主幹兼課長補佐、宇野同課専門員兼財産係長、神田市民環境部参事兼地域づくり支援課長、堀川同課主幹兼課長補佐 （担当課3） 清水納税課長、榎本同課長補佐兼未収金対策係長、同課同係金子主査 （担当課4） 中川資源リサイクル課長、中村同課資源リサイクル係長、同課同係五味主査 （事務局） 佐藤政策企画室主幹兼室長補佐、同室政策企画係濱野主事
会 議 内 容	(1)朝霞市基地跡地利用計画見直し検討委員会条例（案） (2)朝霞市庁舎等の耐震化方針（案） (3)朝霞市庁舎施設耐震化事業プロポーザル選定委員会条例（案） (4)朝霞市債権管理条例（案） (5)第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画（案）
会 議 資 料	(1)朝霞市基地跡地利用計画見直し検討委員会条例（案） (2)朝霞市庁舎等の耐震化方針（案） (3)朝霞市庁舎施設耐震化事業プロポーザル選定委員会条例（案） (4)朝霞市債権管理条例（案） (5)第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画（案）
会 議 録 の 作 成 方 針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録 <input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録

	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）		
	<table border="1"> <tr> <td>電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間</td> <td> <input type="checkbox"/>会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/>会議録の確認後 か月 </td> </tr> </table>	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月		
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁		
その他の 必要事項			
審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）			
<p>【議題】</p> <p>1 朝霞市基地跡地利用計画見直し検討委員会条例（案）について</p> <p>【説明】</p> <p>（担当課1：村山）</p> <p>現行の朝霞市基地跡地利用計画は、平成15年7月の財務省理財局長通知に基づき、関東財務局から大口返還財産の留保地に関係する地方公共団体に対して、留保地の利用計画を、概ね5年で策定することを要請されたことにより策定したものである。</p> <p>本市では、平成20年5月に本利用計画を関東財務局に提出し、財務省の了解を得ている。本利用計画は、留保地の北西部3ヘクタール部分が国家公務員宿舍用地と位置付けられているが、同宿舍の整備事業が平成23年12月、財務省により事業中止が決定され、翌平成24年2月に所管である関東財務局長から、現行の利用計画について、所要の見直しを行い再度提出するよう要請を受けた。</p> <p>国家公務員宿舍用地の位置付けの変更をはじめ、所要の見直しを行うという回答をしている。関東財務局が行っている、当該留保地の土壌汚染調査は、今後も一部継続するが、一通り完了したということで、その結果が明らかになることに伴い、これまで庁内で検討してきた事項をもとに基地跡地利用計画見直し検討委員会を設置し、正式に見直し検討作業に入りたいと考え、附属機関の設置に係る条例制定を行うものである。</p> <p>本条例は、平成26年4月1日施行を予定している。ちなみに、庁内の関係部署による検討委員会は、昨年より既に立ち上げており、課題点の洗い出し等を行っている。</p> <p>【意見等】</p> <p>（内田議会事務局長）</p> <p>利用計画の見直し期間はどのくらいを要するのか。条例の第5条第1項「学識経験を有する者をもって充てる」とあるが、学識経験者を3人選定するとあるがどのように充てるのか。</p> <p>（担当課1：村山）</p> <p>検討委員会は本年5月頃に立ち上げ、1年程度の期間を経て、平成27年9月議会で結果を報告したいと考えている。</p> <p>委員長は、市で学識経験者の中から個別に1名お願いすることを考えている。</p> <p>（佐藤市民環境部長）</p> <p>構成員の中に市職員とあるが、具体的に誰を考えているのか。</p>			

(担当課 1 : 村山)

市長公室長と都市建設部長を予定している。

(内田監査委員事務局長)

構成員の「③市が関係する団体から推薦された者」とは、誰を想定しているのか。構成委員の「④公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民」からは、どちらの形で公募するのか。また、報酬はどのような経緯で8,000円になったのか。

(担当課 1 : 村山)

「③市が関係する団体から推薦された者」は、都市計画審議会、環境審議会、自治会連合会、朝霞の森運営委員会、商工会の5団体を予定している。ただし、自治会連合会は、会長というよりは地元自治会の中からどなたかに参加していただくことを考えている。

公募は、公募枠3名のうち無作為抽出で2名、一般公募1名を予定している。

報酬は、他の審議会の委員との整合性を図り一律8,000円とした。

(田中審議監)

本件については、原案のとおり決定することよろしいか。

(一同)

異議なし。

【結果】

原案のとおり、庁議に諮ることとする。

【議題】

2 朝霞市庁舎等の耐震化方針（案）について

3 朝霞市庁舎施設耐震化事業プロポーザル選定委員会条例（案）について

(田中審議監)

議題2、3については、関連しているため一括して審議する。

【説明】

(担当課 2 : 塩野)

耐震化方針の制定理由は、市庁舎及び市民会館の耐震化について、「朝霞市庁舎等整備方針検討委員会」から、平成25年10月に「市庁舎、市民会館ともに耐震改修を行うのが適切である。」と提言され、これを受けて、市庁舎及び市民会館の耐震化事業を実施するにあたり、市としての対応方針を策定したものである。

また、プロポーザル条例は、その内容が最も優れた者を厳正かつ公平に選定するために審査を行うことを主な事務とする朝霞市庁舎施設耐震化事業プロポーザル選定委員会を附属機関として設置するため、地方自治法第138条の4第3項の規定により制定するものである。

(担当 2 : 岩城)

朝霞市庁舎等の耐震化方針（案）について説明する。

方針については、市庁舎、市民会館とも提言のとおり、耐震改修を行うこととしている。また、将来への準備として、市の公共施設の多くが、建替え時期を迎えることを考慮し、施設改修基金の設立を検討することとしている。

市庁舎の耐震化事業計画について、まず費用は設計委託が8,300万円、工事請負が10億3,000万円、工事監理が2,300万円、合計11億3,600万円を見込んでいます。

財源は、国庫補助が約1,245万円、地方債が11億1,100万円、一般財源が約1,255万円としている。

事業実施工程については、平成26年度に事業者を選定するプロポーザルを実施したのち、設計を平成27年度の9月末までに完成させる予定としている。

工事については、工期を約1年半と見込んでおり、平成28年度末までに完成させることとしている。

なお、設計委託のうち、基本設計部分については、国の平成25年度補正予算（第1号）の政府（案）において、「がんばる地域交付金」の創設が盛り込まれたことを踏まえ、交付対象の事業とするため、平成25年度に着手する計画としている。

市民会館については、まずは様々な工法の中から、さらに安価で適切なものを検討したうえで、耐震化事業に着手したいと考えている。

次に朝霞市庁舎施設耐震化事業プロポーザル選定委員会条例（案）について、説明する。

本委員会の所掌事務は、主にプロポーザル実施要領、仕様書等の作成に関すること、審査基準の作成に関すること、提案書等の審査方法及び最優秀者の選定に関することとしている。

組織及び構成委員としては、委員を3名以内とし、構成委員（案）については学識経験者3名を選考し検討したいと考えている。委員の任期は、委嘱の日から最優秀者を選定する日までとしている。なお、会議の開催は、計4回を予定している。

施行年月日は、平成26年4月1日を考えている。

【意見等】

（佐藤市民環境部長）

当初の予定より、国庫補助が減って、地方債が増加しているが、財源を変更したいきさつを教えてください。

（担当課2：上野）

国庫補助を使うと起債の充当率が75パーセントとなり、市の持ち出しが25パーセントとなる。今回、国庫補助については、基本設計のみに充てることとした。実施設計と工事についても国庫補助を使えるが、補助金を使わないと100パーセント起債を充てることができる。なおかつ、元利償還について交付税参入もあることから、市の持ち出しについて、負担の少ない形で財源構成を変更した。

（島村生涯学習部長）

プロポーザルの実施時期及び議会への説明はいつを考えているのか。

（担当課2：塩野）

平成26年4月に入ったら、すぐにプロポーザルを行う。平成26年度中に基本設計を終わらせ、平成26年度から平成27年度にかけて実施設計を行う。実施設計の最中にいろいろな認定等を得なければならぬので、それに合わせて議会の承認を得たいと考えている。6月議会又は9月議会を考えている。

(佐藤市民環境部長)

構成委員が学識経験者3名だけだが、所掌事務の中にプロポーザル実施要領、仕様書等の作成となっているが、実際に作成業務を行うことになるのか。

(担当課2：塩野)

たたき台等は、事務局で作成する予定であるが、細かな水準書等も作らなければならないので、その辺は、委員と相談して作り上げて行きたいと考えている。

(細沼会計管理者)

学識経験者は3名で問題ないのか。また、耐震化について、平成25年度は第4四半期に入札だけ行うということによいのか。

(担当課2：塩野)

問題ない考える。

(担当課2：宇野)

耐震化については、平成25年度予算に基本設計を計上しているが、このまま繰り越しして設計、工事、監理を一括してプロポーザルにかけるとの予定である。業務に入るのは、プロポーザルが終わって事業者の選定が終了した後の平成26年9月以降になる。

(内田監査委員事務局長)

参加できる業種はどのようになるのか。また、市民会館は今後どのように進めるのか。

事業実施計画で、免震以外にも広く技術提案を求めるとあるが、工法を変更する兆しがあるのか。また、委員の報酬8,000円の根拠について教えていただきたい。

(担当課2：塩野)

基本設計、実施設計、工事を一括してプロポーザルにかけるとの理由、おそらく大手ゼネコンが応募してくると考えている。

工法については、日進月歩の状況である。市の財政状況等もあるのでそれら諸条件をクリアできれば免震にこだわらなくてもよいと考えている。

報酬については、ほかの附属機関の審議会等に合わせて8,000円とした。

(担当課2：神田)

市民会館については、方針にもあるように、今後、工法の研究等を平成26年度に向けて実施したいと考えている。

(島村生涯学習部長)

市民会館を耐震化する場合は、サービスを継続させたまま工事を行うのか。

(担当課2：神田)

市民会館については、指定管理との関係もあるので担当としては、営業できる機能を保持しながら改修できればと考えている。

(内田議会事務局長)

スケジュールを確認すると、9月ごろに業務が終了してしまう。他市の事例では、一般的なプロポーザル条例を制定しているが、そのような検討は行わなかったのか。単独で制定した場合、終了したら条例はどうするのか。

(担当課2：塩野)

事案によって内容が異なることも考えられるので、単独形式での条例制定を目指すこと

とした。終了したら、廃止条例を制定する。

(田中審議監)

時限条例ということは考えなかったのか。

(担当課2：岩城)

人権庶務課と調整を図った。文言的には時限条例にすれば効力は失うとのことであったが、条例自体を廃止されるわけではないとのことであった。ついては条例を廃止するには、やはり改めて廃止条例を制定する必要があるということから、今回の形式で条例を制定したいと考えている。

(田中審議監)

本件については、原案のとおり決定することよろしいか。

(一同)

異議なし。

【結果】

原案のとおり、庁議に諮ることとする。

【議題】

4 朝霞市債権管理条例（案）について

【説明】

(担当課3：清水)

資料3条例の概要については、全員協議会において説明する予定である。本条例には、債権放棄の規定がある。債権を放棄するには地方自治法の規定により、原則として議会の議決が必要である。しかし、条例に特別な定めがある場合は議会の議決は不要なことから、議会の権限を侵してしまうこととなるため、議会に説明するものである。

債権管理条例の制定の背景について、これまで税以外の未収金の徴収は、あまり注目されていない分野であったが、近年、県内の自治体においても債権管理条例が制定され、八潮市、越谷市、新座市、鶴ヶ島市が条例を制定している。

関心が高まっている理由としては、市民負担の公平性や歳入の確保などがあげられる。ただし、やみくもに徴収の強化を唱えたとしても、効果があがるものとは言えない。支払できない方の中には、負担能力があるにもかかわらず、納付しない方がいる一方で、将来にわたっても支払が難しい方など、滞納者の状況は様々であることから、一人ひとりの状況をよく見極めながら、徴収を行うことが重要であり、これまで以上に効率的で効果的な債権管理が求められている。そのため、公平・公正な市民負担の実現を果たすためには、市が保有する債権を確実に回収するため、市の債権管理の指針となるべき条例を制定する必要がある。

本条例を作成するに当たっては、平成25年7月から滞納債権を有する課、室長11名で構成する「朝霞市債権管理等庁内検討会議」を設置し、1月9日までに計5回の会議を開催し、検討を重ねてきた。検討内容は、債権管理に関する現状把握から始まり、問題点や課題を抽出し、債権管理に必要な事項についての洗い出しを行い、庁内の共通認識を得たうえで作成した。

また、形式については、条例で定めなければならない必要最小限のものに限定して定める形式と、債権管理に関して必要な事項を全て網羅する形式のふたつに分類できる。本条例では、地方自治法や地方自治法施行令の規定に定められている事項を含めて網羅することが、分かりやすく、実務を行う上でも使いやすいものになると考え、法令の関係する条文を引き写して定めることとした。

条例のポイントは二つある。1点目は、債権管理の手続の明確化、統一化である。各債権所管課が個別に進めてきた、台帳の整備や督促などの債権管理の手続について、全庁的な手続を定めることで、手続の明確化、統一化を図るものである。

債権を適正に管理するに当たっては、督促状の発送から始まり、債権管理台帳を整備することが重要である。しかし、ともすると徴収業務は通常業務に忙殺され、後回しになってしまいがちで、債権の管理及び回収に対する職員の意識を高めることが大切であり、条例上に督促や債権管理台帳の作成等を明記することで、債権の回収を適正に行う。

2点目は、債権放棄である。債務者が破産したときや私債権において消滅時効に係る時効期間が満了したときなど、徴収が不能となった債権の放棄を適切に進めることとする。

特に私債権は、債務者が時効の援用をしない限り、債権が消滅しないため、債権を消滅させるためには、権利の放棄の議会の議決が必要である。ただし、条例に定めがある場合は、議会の議決を要しないため、債権管理条例を制定し、権利を放棄することができる規定を設けることとした。

条例の概要の対象債権について説明する。債権の区分について、地方自治体が管理する金銭債権は、公法上の理由に基づいて発生する公債権と私法上の原因に基づいて発生する私債権に区分される。さらに、公債権は、地方税の滞納処分の例により強制徴収できる強制徴収公債権と私法上の手続きによって徴収する非強制徴収公債権に分類される。

公債権と私債権の違いについて、公債権は公法上の原因（処分）に基づいて発生する債権をいい、私債権は私法上の原因（契約）に基づいて発生する債権をいう。ただし、公債権と私債権の分類については、水道料金や公立病院診療代債権が判例によって、公債権から私債権へと、その取り扱いが変更されるなど、これといった決め手があるわけではなく、判例の集積を待つしかない状況にある。

本条例の対象債権としては、私債権と市税のように行政が強制徴収することができない非強制徴収公債権を対象としている。

朝霞市の保有する債権としては、私債権が24債権のうち滞納債権が9債権、非強制徴収公債権が38債権のうち滞納債権が14債権である。

代表的な債権としては、私債権が学校給食費、入学準備金貸付金収入、非強制徴収公債権が生活保護費返還金、放課後児童クラブ保育料などとなっている。

両債権の特徴について、私債権は、時効期間は民法等の定めにより一般的な債権は10年となっているが、短期消滅時効として、5年、3年、2年、1年と債権の性質ごとに異なる。また、債務者が時効の援用をしない限り、債権が消滅しないという債権の管理上の問題点も抱えている。税のように自力執行権がないため、裁判上の強制執行等の手続きが必要となっている。

非強制徴収公債権の特徴は、時効期間は地方自治法の規定により5年となっている。消

減時効については、私債権と異なり、時効の援用を必要としない。自立執行権がなく、裁判上の強制執行等の手続きが必要なことは私債権と同様である。

全体の構成及び内容は、全部で14条から構成されている。第1条から第5条までが総則的な規定、第6条から第11条までは、地方自治法、地方自治法施行令の規定に定められている事項を、法令の関係する条文を引き写して定めた。

第12条に債権の放棄の規定を定めた。債権放棄については、3の債権放棄にあるように、5つの事項を定めた。第13条に本来権利の放棄は議会の議決事項であることから議会への報告を規定している。

運用については、債権管理標準マニュアルを作成し、債権の適正な管理、回収を実施して行く。

【意見等】

(島村生涯学習部長)

条例を制定することによる、未収金に対するメリットは何か。

(担当課3：榎本)

直接、徴収強化を目的としていないが、適正な事務を行うことによって、結果として徴収率の向上につながると考えている。

(藪塚健康づくり部長)

生活困窮を債権放棄の対象に入れなかった理由を教えてください。また、平成25年度の不納欠損はどのように対応するのか。

(担当課3：清水)

生活困窮を条例の中に規定する自治体は多いが、明確な基準がなく判断しづらい。税とのバランスを考慮すると生活困窮を規定するのは難しいと考えた。

(担当課3：榎本)

平成26年3月31日では、本条例は施行されていないので、この条例によって放棄することはできない。しかし、水道料金や学校給食費など、債権の種類が多様であることから、債権同士の整合性を図る必要性があると考えている。

(小林総務部長)

関係課（納税課、学校給食課、水道経営課）で集まり、運用についての調整を行う。

(柳原都市建設部長)

資料3の3ページ、適用債権を非強制徴収公債権（私債権等）と定義しているが、条例第3条、4条、5条は、強制徴収債権も含まれていることから、表記が誤っているのではないか。

規則案の第7条で「別に定める」と規定しているが、誰が定めるのか明記したほうがよいのではないか。

(担当課3：榎本)

両方修正する。

(内田監査委員事務局長)

強制執行などの法的手続きを行う際には、催告書を事前に送付するなど全庁的に統一しているのか。各課において、臨戸徴収の仕方に違いがあるが庁内検討会議の中で議論にな

っているのか。

(担当課3：清水)

強制執行については、地方自治法施行令で規定されているものを条例の中で改めて規定した。検討会議前にヒアリングシートを作成していただき状況を把握している。督促書等を送付していない部署もあったが、条例制定する旨を伝え現在は整備されている。徴収方法については、今後、債権管理マニュアルを作成し各課に示したいと考えている。

(田中審議監)

延滞金についてどのように考えているのか。また、国立市の債権条例には、債権者への指導、助言とあるが本市の条例には盛り込まないのか。

(担当課3：榎本)

延滞金は、平等性の観点から必要と考えている。しかし、行政が持つ債権の性質を考えると難しいという悩みもある。

(担当課3：清水)

債権者への指導、助言については、納付相談の中で多重債務などの相談を受けている。条例には規定していないが、滞納債権を所管する課では、徴収停止などの基準を設けられるので、指導、助言的なものも含めて各課で行っていただくとともに、庁内会議を通じて各課に対し周知していく。

(田中審議監)

本件については、一部修正の上、庁議に諮ることとしてよろしいか。

(一同)

異議なし。

【結果】

一部修正の上、庁議に諮ることとする。

【議題】

5 第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画（案）について

【説明】

(担当課4：中川)

名称は、第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画である。

期間は、平成26年度から平成35年度までの10年間であり、中間目標年度を平成30年度とした。

目的は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、市町村では計画を定めなければならない、義務付けされている計画である。現在、第4次基本計画が平成21年度から平成30年度まで実施しているが、設定した目標値の中には既に達成したものがある。また、小型家電リサイクル制度の開始、東日本大震災の災害廃棄物の処理体制、ごみ焼却施設の更新などごみ処理行政を取り巻く環境変化に対応するため、第4次の計画を全面的に見直すこととしている。第4次基本計画は、半分の5年しか経過していないが、ここで新たに10年間の計画を策定することとした。

環境省では、ごみ処理基本計画策定指針を定めており、その中ではごみの減量化や再生

利用に係る具体的な推進方策や目標値を明記すること、目標年次を概ね10年から15年先におき、概ね5年ごとに改定することのほか、ごみ発生量の将来推計の方法などが定められている。

構成については、第1編から第4編、そして資料編である。

策定経過については、平成25年5月から平成26年1月まで、単年度で策定している。廃棄物減量等推進審議会を6回開催し、ごみの減量化、再資源化、処理に関する市民アンケート調査の実施、パブリックコメント及び職員コメントの募集を行った。清掃事業全般についての専門知識を有するコンサルタントの支援を受けている。

ごみの減量化、再資源化、処理に関する市民アンケート調査、パブリックコメント及び職員コメントについては、概要のとおりである。

本編について説明する。

第2編のごみ処理編については、15ページからごみ処理の状況として、本市のごみ排出量の状況について記載している。26ページは、国や県の目標値と比較しているほか、32ページでいわゆる類似団体と比較をしている。数値は、概ね良好な状態である。34ページでは、第4次基本計画で設定した目標値の平成24年度時点で比較したものである。リサイクル率と集団資源回収量は三角印の表示だが、それ以外のものは、目標値を達成しているため、概ね良好である。リサイクル率は、更なる分別の徹底が必要であると考えている。集団資源回収量は、量を数値目標としている。ごみ量全般が減少しているので、ごみ量を目標数値とするのは、いかがなものかということで第5次では変更をしている。35ページからは、第4次で定めた施策の実施状況を整理した。39ページからは、これらの実施状況を鑑み課題を整理した。41ページは、基本理念、将来像について定めている。基本理念は、市民、行政及び事業者の3者の協働について記載してある。42ページでは基本方針、43ページでは、3者の役割について、それぞれ図に示している。44ページ、45ページの数値目標については、基本的に第4次基本計画の数値を踏襲している。細かな目標値については、46ページから記載している。53ページからは、施策の体系を課題ごとに位置づけた。55ページには、審議会が出た重点的に取り組むべき課題について5点ほど記載している。56ページからは、それぞれの重点的に取り組む項目を事細かにまとめている。56ページからは、市の施策について、65ページからは市民、事業者についてである。

第3編の生活排水処理編については、下水道課からデータをいただき、記述内容について調整を図っている。また、朝霞地区一部事務組合においても、今年度、本市と同様に、「し尿処理生活排水処理基本計画」を策定中であるため、データ及び記述内容について、組合から情報提供していただいている。内容については、ごみ処理編と同様、現状と課題を踏まえて、処理計画を定めている。

第4編の計画の進行管理については、PDCAサイクルによる進行管理を進めていきたいと考えている。廃棄物減量等推進審議会での検証を行う。

資料編については、関連する条例、策定経過、審議会委員名簿、市民アンケートの概要、用語解説について記載してある。この計画については、印刷製本したのちに関係部課、公共施設、県内の市町村等に送付するとともに概要版については、市民向けのものを作成し、

全戸配布する予定である。

【意見等】

(小林総務部長)

全戸配布はどのように行うのか。

(担当課4：中川)

今年度予算で広報あさか4月号の折込みで全戸配布する。市政情報課と調整済みである。

(島村生涯学習部長)

集団資源回収率は、調査した内容がきちんと考慮されてたてられているのか。また、ごみの有料化については、以前の計画にも記載されていたが、今後、時期を決めて結論を出すことになっているのか。今後、10年間では、5Rと3Rのどちらを推奨するのか。

(担当課4：中村)

アンケートで8割の方が集団資源回収について知らないという結果が出ているので、知らない方が多い区域を調査して、啓発等に力を入れたいと考えている。また、集団資源回収は、まだ拡充できる余地があるとのアンケート結果も出ているので、今後、行政比率等を考慮して推進していきたい。

(担当課4：中川)

全国的に約6割の自治体、組合がごみの有料化を行っている。埼玉県内では6団体が行っている。ごみの量も減っている状況なので、今後も、メリット、デメリットを研究してごみの有料化について検討していく。アンケートでも理解できるが有料化を進める必要はないとの意見を多数いただいた。

ごみ処理行政は、3Rの概念がスタンダードである。民間や事業者でも3Rを進められることから、行政はごみの最終処分や焼却処分ということですみわけて考えるのがよい。ただし、3Rを縮小して考えているわけではない。

(内田議会事務局長)

集団資源回収の補助金の額はどうなっているのか。

55ページの(5)計画的な施設整備の推進とあるが今後の計画は立てられているのか。61ページ(ウ)②収集業務の向上の中で、環境負荷の低減、温室効果ガスの排出の抑制とあるが収集、運搬業務における、これらのことは施策としてどのように考えているのか。64ページで災害時に熱回収を行うと記載されているがどのように考えているのか。

(担当課4：中川)

現在は、1kg当たり10円の補助を支給している。周辺の自治体で、この規模の額を補助しているのは、朝霞市と川口市だけであるので、平成26年度は補助額の見直しを行い、4月から6月まで現行の10円とし、7月以降は半額の5円とする。

朝霞市のごみ処理施設の更新は二通りの建て方がある。市単独で施設を更新するか、埼玉県のごみ処理広域化計画によって、和光市と朝霞市2市で広域化を図ることである。それぞれのメリット、デメリットを研究しているが、どちらを選択するかは決まっていない。

(担当課4：中村)

ハイブリッド車などが普及してきていることから、事業者等に対して、ごみ収集車に環境に配慮した車両を導入していただけるようお願いしている状況であり記載している。

(担当課4：中川)

施設が壊れていなければ、災害時でもごみを焼却して、熱エネルギーを効率的に使うという考えである。

(藪塚健康づくり部長)

計画策定にあたり、アンケートなど市民や審議会からは意見を吸い上げているが、事業者へのアプローチはどうなっているのか。

(担当課4：中村)

事業者に対しては、一般廃棄物減量等計画書を毎年提出していただいているため、計画の策定にあたり改めて、意見の吸い上げはしていない。

(田中審議監)

本件については、原案のとおり決定することよろしいか。

(一同)

異議なし。

【結果】

原案のとおり、庁議に諮ることとする。

【閉会】